

第七十一回国会 公害対策並びに環境保全特別委員会議録 第二十七号(その一)

衆議院

昭和四十八年六月十九日(火曜日)
午前十一時十九分開議

出席委員

委員長 佐野 憲治君

理事 菅波 茂君

理事 登坂重次郎君

理事 小林 信一君

理事 中島 武敏君

理事 森 喜朗君

理事 島本 虎三君

理事 羽田野 忠文君

理事 土井 たか子君

理事 小宮 武喜君

出席政府大臣

岡本 富夫君

国務大臣

北海道開発庁総務監理官

環境企画調整局長

環境自然保護局長

船後 正道君

山田 嘉治君

首尾木 一君

福田 参午君

吉田 泰夫君

林野庁長官

建設省都市局長

防衛庁經理局施設課長

特別委員会調査室長

委員外の出席者

六月十八日

日本光國立公園尾瀬地区の自然保護に関する請願
外一件(山田芳治君紹介)(第七四六八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会申し入れに関する件

参考人出頭要求に関する件

自然公園法及び環境保全法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第一二二号)
派遣委員からの報告聴取

○佐野委員長 これより会議を開きます。

公害対策並びに環境保全に関する件について調査を進めます。

この際、六月十六日より三日間、水俣病問題の実情調査のため委員を派遣いたしましたので、派遣委員の報告を聴取いたします。小林信一君。

○小林(信)委員 水俣病問題実情調査のため、議長の承認を得て、去る六月十六日から十八日までの三日間、福岡県、佐賀県、長崎県、及び熊本県に派遣されました。派遣委員を代表してその調査の概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、委員長佐野憲治君、登坂重次郎君、林義郎君、島本虎三君、中島武敏君、岡本富夫君、小宮武蔵君及び私小林信一の八名であります。

ほかに現地参加として、委員土井たか子君並びに地元選出議員多教の参加を得たのであります。

今回の調査は、去る五月二十二日に熊本大学医学部水俣病研究班が熊本県知事に提出した報告書において指摘された、有明海沿岸におけるいわゆる第三水俣病について、その水銀汚染の実態、有明海、天草の漁民の実情並びに水俣地区における水俣病対策の実態を中心調査いたしました。

調査団は、十六日午前空路福岡に入り、まず福岡県環境整備局長から、有明海水銀問題について、三井東庄化学大牟田工業所の水銀使用状況、有明海水産生物の水銀含有量調査等について説明を聴取した後、直ちに大牟田市の三井東庄化学大牟田工業所におもむき、会社側から水銀の使用量等についての説明及び福岡県有明海漁業協同組合連合会の代表の陳情を受け、その後工場内を調査いたしました。

ここで調査団は二つに分かれ、A班は熊本県に

おもむき、熊本県府において県当局、熊本大学の武内教授外四名及び関係市当局よりそれぞれ説明を聴取し、熊本県漁業協同組合連合会の陳情を受けたのであります。他方B班は大牟田市よりバスにて佐賀県に向かい、佐賀県当局から説明を聞くとともに、同県の有明海漁業協同組合連合会の代表より陳情を受け、さらに島原市役所会議室において、長崎県当局より今日までの経過及び現況について説明を、また島原市及び関係市町当局より要望及び陳情を受けましたが、いずれも第三水俣病に関する発表が有明海域一帯で水揚げされる魚介類に対する不安と魚価の暴落等を来たし、沿岸漁業関係者に重大な打撃を与え、今日死活問題となっている窮状と、これに対する不安の解消及び生活安定のための早急な対策の実施を強く訴えられたのであります。

翌十七日、A班は日本合成化学工業熊本工場を

調査、宇土市、三角町、有明町においてそれぞれ有明海関係各漁業協同組合の陳情を受けたのであります。

B班は、島原市漁業協同組合を視察した後、工

業高校体育館において長崎県漁連及び水産業販売関係者より陳情を受け、さらに島原より三角港に渡りA班と合流し、有明町において調査を行ないました。

十八日は水俣に参り、山本タモさん他四名の患者の各家庭を訪問、お見舞いをした後、水俣市役所において概況説明を聴取し、さらに明水園の視察を行ない、調査を終了いたしました。

また、この間、一部の委員が隣接する鹿児島県

出水市におもむき、視察をいたし、地元関係者の陳情を受けてまいりました。

なお、県当局はじめ漁業関係者等から多くの要望を受けてまいりましたので、そのおもなものを申し上げます。

一、有明海、八代海の環境調査と汚染源の究明

を早急に実施すること。

二、有明海、八代海沿岸の住民に対する健康調査を早急に実施すること。

三、魚介類に関する安全基準を早急に設定すること。

四、水俣病の治療方法等の解明について研究を行なうこと。

五、水俣湾内推積汚泥の処理について、早急かつ安全な方法で処理するため積極的な指導援助と底質基準を早急に設定すること。

六、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法に基づく認定についてはすべて国において行なうよう改訂すること。

七、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法に基づく医療手当、介護手当等を増額すること。

八、有明町における水俣病類似患者について早急に医療救済が行なわれるよう地域の指定を検討すること。

九、水俣病総合センターをすみやかに設置すること。

十、水銀等によよ汚染水域における漁獲禁止と補償等に関する立法措置を講ずること。

十一、有明海、八代海沿岸漁民及び觀光業者、鮮魚商の経済的損失に対する救済措置を講ずること。

十二、有明海、八代海における沿岸漁業の振興をはかること。

十三、いわゆる八幡ブールにおける廃棄物の処理について積極的な指導援助を講ずること。

以上調査の概要を簡単に御報告いたしましたが、時間の都合もありますので、その調査結果の詳細につきましては、委員長のお手元に報告書を提出しておきましたので、本日の会議録に掲載されるようお取り計らいをお願いいたしました。

この際、その詳細については省略させていただ

きたいと思います。
以上御報告申し上げます。

○佐野委員長 おはかりいたします。

ただいまの小林信一君の御提案のとおり、調査報告は、本日の会議録に参考掲載することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐野委員長 御異議なしと認めます。よってさように決定いたしました。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

○佐野委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

内閣提出の自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案審査のため、明二十日、参考人の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐野委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

なお、参考人の入選、手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐野委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

この際、連合審査会開会申し込み入れ

の件についておはかりいたします。

建設委員会において審査中の公有水面埋立法の一部を改正する法律案について、建設委員会に連合審査会の開会申し込みを入れをいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐野委員長 御異議なしと認めます。よって、

さように決定いたしました。

さよう決定いたしました。

時に、昨年は自然公園法の普通地域との均衡から申しまして自然環境保全法があのようになつておつたわけでございますが、普通地域を特に強化するといったような面で特段に急ぎまして、今回の御提案を申し上げたわけでございます。

○佐野委員長 内閣提出の自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。島本虎三君。

○島本委員 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案、これがいま出されて審議に入つたわけであります。まず、これを審議するにあたりまして、ついに先般これは本法が衆議院を通過したばかりでございます。直ちにこれが改正法案として出てきたのであります。これは当時の原法があまりにも荒っぽくまだまだ不完全なものとがあつて、これからじやんじやんとこういうようなものがで出されたのか、やむを得なくてこういうようないふうな問題についてやはり今後の問題もありますから、一応長官に御意見を伺つておきたいと思います。

○三木国務大臣 本法が出て、改正が出るまでの間非常に短期間であった。それはやはり本法の場合において早急に本法案を制定いたしたわけでござりますから、まだ不十分なところを補う必要が生じたものだと思うのです。自然環境の保全といふことはいま大きな問題でございますから、期間がたつていなければ、よりよい改正をして、国民の期待にこたえることが必要だと考えましたので、あまり時間がたつておられませんけれども、改正することによって自然環境保全の目的をよりよく果たしたいという趣旨でございます。

○島本委員 じゃ今度事務当局に聞きますが、まだまだこういうようなのは山積しているのですか。この程度なんですか。

○首尾木政府委員 今回の改正は、自然公園法及び自然環境保全法を含めまして、特に從来規制が手ぬった普通地域を中心いたしまして改正を行なつたところです。そういう意味におきましても、今回の改正でございます。そういう意味におきましては、今回の改正といふのは、特に從来の自然公園法の普通地域、この問題を含めまして、同

時、申しまして自然環境保全法があのようになつておつたわけでございますが、普通地域を特に強化するためですよ。場当たり的に何かあつたならばすぐ改正を出す、こんなことをしているから、他の官庁とのなわ張り争いの渦中に入つてしまつたり、提案を申し上げたわけでございます。

なお、自然公園法あるいは自然環境保全法全体を含めまして、今後改正する点が多くあるのでは

ないか、こういうふうな御指摘でございますけれども、そういう点につきましてはさらに――これらにつきましては決して完全なものではないわけありまして、ついに先般これは本法が衆議院を通過したばかりでございます。直ちにこれが改正法案として出てきたのであります。これは当時の原法があまりにも荒っぽくまだまだ不完全なものとがあつて、これからじやんじやんとこういうようなものを出されたのか、やむを得なくてこういうようないふうな問題についてやはり今後の問題もありますから、一応長官に御意見を伺つておきたいと思います。

○島本委員 まだまだたくさんあるかないかわからないような環境管理の状態では困るのであります。いま当委員会で小林委員によつて報告がなされましたが、有明湾、それから不知火湾一帯の公害の調査に当委員会は行つてきたのです。ところが、その中で自然環境の破壊をわれわれははつきり見せつけられてきました。そんなものは全然聞いて行なつていく必要があるうかと考えております。

○島本委員 まだまだたくさんあるかないかわからないようないふうな環境管理の状態では困るのであります。いま当委員会で小林委員によつて報告がなされましたが、有明湾、それから不知火湾一帯の公害の調査に当委員会は行つてきたのです。ところが、その中で自然環境の破壊をわれわれははつきり見せつけられてきました。そんなものは全然聞いて行なつていく必要があるうかと考えております。

○首尾木政府委員 雲仙天草のところには国定公園はございませんので、国定公園の地域には指定をされておりません。県立自然公園といふことに当局わからぬのですか。天草雲仙は国立公園でしょうか。その中にある天草五橋のうちの第一橋を言つているのです。それくらいあなた調べておかないといけませんよ。わからぬのですか。

○首尾木政府委員 雲仙天草のところには国定公園はございませんので、国定公園の地域には指定をされておりません。県立自然公園といふことに当局わからぬのですか。天草雲仙は国立公園でしょうか。その中にある天草五橋のうちの第一橋を言つているのです。それくらいあなた調べておかないといけませんよ。わからぬのですか。

○島本委員 国立公園地域に指定されておるとするならば、天草五橋の第一橋天門橋、この天門橋のあるあたりはどういうふうな指定になつておりますか。

○首尾木政府委員 第一橋のところは区域外でございます。

○島本委員 区域内と外はどこで分けていますか。

○首尾木政府委員 ただいま詳細な地図を手元に持つておりますが、天草島につきましては、その一部が雲仙天草国立公園の中に属しているわけでありまして、先ほど申し上げましたように、第一橋のところは地域外ということになつておるわ

○島本委員 もつと管理を完全にしておかないとだめですよ。場当たり的に何かあつたならばすぐ改正を出す、こんなことをしているから、他の官庁とのなわ張り争いの渦中に入つてしまつたり、軽く見られるのです。手足を持たない者の悩みなことです。長官。こんなことで自然環境の保護ができますか。あれは多分県立公園の中にあるか、または国定公園になつてゐるか、県管理になつていては必ずです。国立公園に一部がかかつており、それが若干はずれているところは国定公園、それも県管理になつてゐるはずであります。その点事務局わからぬのですか。天草雲仙は国立公園であります。その中にある天草五橋のうちの第一橋を言つているのです。それくらいあなた調べておかないといけませんよ。わからぬのですか。

○首尾木政府委員 云々。その中にある天草五橋のうちの第一橋を言つているのです。それくらいあなた調べておかないといけませんよ。わからぬのですか。

○島本委員 環境庁の責任者がそういうような態度では困りますよ。実は県当局もわからぬ。ただ県管理といふのはわかつてゐるけれども、さあどちらほうなんだか、たぶんこれは県立公園の中だと思います、県は管理しております、国定公園からはずれていると思いますが、この程度です。雲仙天草の国立公園の隣接地帯であつて、それももう県管理になつてゐるところならば、県立自然公園じやありませんか。そういうような状態さえも環境庁が知つておらない、とんでもないじやありませんか。そうして雲仙天草の第一橋、第一番目の天門橋ですよ、これだつて、橋げたから全部えぐられてゐるのです。採石されているのです。橋げたまでゆらぐほど削られてゐるのです。県当局はそれはどうにもできないと言ふんです。一体これをどういうようにして管理していなさるのですか。それまた知らないと言うのですか。

○首尾木政府委員 私ども十分実態の把握ができ

のまでじょんじょんつづっているじやありませんか。あいうふうにしておいたら、やはり自然と枯れていくような状態は予想できます。海から見ても陸から見ても、これはやはり鷺羽国立公園地帯はいまやビンチである。この点は私から警告をしておきたいと思うのです。工業が先に出てコンビナートのほうが出たから、あの国立公園はその被害を幾ら受けてもこれはやむを得ないんだ、こういうような考え方ではないだろうと思うのですが、鷺羽国立公園地帯は一番ひどい。あれはコンビナートの影響なんです。もう規制しなければならないじやありませんか。私は、こういうような点からして重大なる警告をしておきたいと思うのです。長官、これだけはひとつ肝に銘じておいでください。いつか機会がありましたらよくそれを見ておいて、周辺の人と話し合いを持つて——昔の鷺羽公園はこうじやなかつたと言っているのです。いまほとんど残酷です。こういうような状態にしておきながら自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案、こんなものを出しておいで、ほんの一部を改正して、ほとんどのやつはそこのまま骨抜きである、しり抜けである。こんなじや、笑う者はどなたでしょうか。自然破壊専門業者だけ笑いますよ。ほくほくしております。これじやいけません。もつともつと全体にわたってこれが調査しておくべきじやないかと思うのです。これはもう長官、この機会にさせましょう。事務当局ばかりだったら、陳情が上がってきたものにしか対処しないようだから。これは公害対策も大事ですが、環境保全、これが大事なんです。いまのようのはほんの一部ですよ。ほんの二、三日の間に目に触れたことですよ。これでもこのようなことがある。なんか行つた委員はみんな知つていることなんです。長官、ひとつこの際心を入れかえて、もう一つこの内容に取つ組もうじやありませんか。内容に、形式じやない。「入れかえ」といつたつて、「ないんだよ」と呼ぶ者あり)なかつたらしくればいいじやありませんか。副総理大臣でしよう、あなたは。田中角栄氏のやれないと

○三木國務大臣 御指摘の水島は私も船での付近を見まして、実際、知事と一緒にしたが、どうしてこうやつて松が枯れるんだと言つたら、マツクイムシということを言つていましたがね。マツクイムシというものはやっぱり松なんかの木の樹質というのですか、木の質が、いろんな工場地帯になつて、排気ガス等で弱つてゐることは事実ですね。まあ人間のからでも、いろんなばい菌といふものはあるでしょう。やっぱり抵抗力が衰えるということは病氣になる原因です。そういう点でやはり自然環境の保護といわゆる地域開発をするということだけではなくて、全体として考えなければならぬ問題をたくさん持つておると私は思います。そういうことで一べん——いろんな問題、必ずしも実情を全部把握しておるとは環境問題としてもいえない。まあ管理員などの人数も問題にならぬ。もう少し私はふやしたいと思うのですが。いまはもうほんとうに広大な地域に対しても、あれだけの管理員、よくやつていると思うけれども、手に負えないですよ。これはもう少しやつぱり人員の点でも充実して、管理体制というものをもつとしつかりせなければいかぬ面がありますがとにかく全国的に点検をする必要がある。いま企業を直接に島本委員ごらんになつてなまなましい材料で御質問になるのですから、役所のほうがあついろいろ御質問に御満足のいくような答弁はできぬようあります——（島本委員「いつもです」と呼ぶ）いつもはそうでないようあります、が、全体としてもう少しやつぱり把握しておれということは、御指摘のとおりだと思います。これはよく実情を把握しておく必要がある。これは今後われわれとして、こういう法案も出すことでございまますし、自然環境というものの管理というものに

○島本委員 さすがに長官はいい点に触れたわけです。確かに管理体制がなつておらない。人的構成がほとんど貧弱だ、これはそのとおりです。それならばあえて言いますけれども、この自然環境保全法が成立した昭和四十七年六月十六日に、この附帯決議が付されてあります。この附帯決議は全部これを実行してありますか。

○首尾木政府委員 附帯決議の点で第二点で、「現地管理体制の確立について格段の努力をすべきである。」及び「この場合において、司法警察員としての権限を持つ自然保護取締官制度の創設につき、次期国会を目指として検討すること。」というこの点につきまして、前段の「現地管理体制の確立について格段の努力」の点でございますが、管理員につきましては、前年度で全国で六十二人の管理員でございまして、本年度これにつきまして九人の増員を見たところでございます。全体として七一人でございます。それから管理事務所につきまして、従前八カ所でございましたが、今回二カ所を新たに増設いたしまして十カ所にいたすわけでございます。しかしながらこの実態につきましては、やはり七十一名ということ、これくらいの増ではまだ十分でございませんで、後段にござりますような司法警察員としての権限を持たせ、自然保護をびしひやつていくといったような点につきましては、とうていこの体制では手が回らないというような実情にございまして、私どもはこの附帯決議のこの項につきましてはぜひ実現をいたしたいということでございましたが、今年はそれを見送つておるわけでございます。今後この点につきましてはさらに拡充強化をいたしまして、御趣旨に沿うような方向で努力を継続をしたい、かように考えておるわけでございます。

○島本委員 私の前には、こういうような附帯決議の点でございますが、私ども、それぞれの項につきましてできるだけの努力をいたしておるところでございます。

議に対する処理の点はあまり詳しい答弁をしてく
れとは申しませんが、もつと的確にしておいても
らいたい、これだけは私は要請しておきたいので
す。

いま二木長官が言つたから、附帯決議の二番目
の問題に対してもあなたは触れて、そのほかの問題
はうまくやつてゐる、このような答弁ですが、そ
んなこと言うなら次から次へと聞きますよ。何も
やつてないじやありませんか。やつてていると言う
なら、これから聞いていきますから。

いまの管理体制でも、これもこの中には、「政
府は、この法律の適切な実施運用を図るため、現
地管理体制の確立について格段の努力をすべきで
ある。」これは長官が言つたとおりだからいいの
です。「この場合において、司法警察員としての
権限を持つ自然保護取締官制度の創設につき、次
期国会を目途として検討すること」と特にこの「次
期国会」というのは今国会のことじやありません
か。それがあえてさっぱりやつておらない、こう
いうようなことじやありませんか。そうするとこ
れは非常に不十分だということになる。この点だけ
は格段の努力は当然すべきであるということに
なる。司法警察員については次期国会をめどに検
討せいということになつておるので。これはど
のように検討しましたか。次期国会というのは今
国会ですよ。したがつて、この問題に対しては、
やはりいまの長官が普通答弁のようにして言つた
ことと質が違うのです。もう少し具体的になつて
いるはずです。どういうように検討いたしました
か。

○首尾木政府委員 昨年、この自然環境保全法を
提出する時期におきましても、警察庁あるいは法
務省とこの点につきまして検討をいたしましたが、
この点については、先ほど申しましたように全体
として自然環境保護の管理員が不十分な現状にお
いて、この自然保護取締官制度として司法警察員
の権限を与えることにつきましては、本来の管理
員の業務が非常に広範にわたりまして、これだけ
の少ない人員をもつとしてしてはいまだ司法警察員と

しての権限を与えることは適当でないということをございました。その点につきまして、本年九名の増員を見たところでござりますけれども、なおこれでは不十分であるということで、この点につきましては警察庁とも相談をいたしましたけれども、今回の法律の改正におきましてもこの点については踏み切ることができなかつたわけでござります。

○島本委員 これは当時の大石環境府長官の答弁です。四十七年六月十三日です。「権限を持ったいろいろな保安官といいますか、そういうような種類の者があつたほうがいいというふうに考えます。しかしまでの段階では、この少數の人員の中で、定員の中では、そういうものはなかなか不可能だと思いますので、いろいろな段階を考えまして、もう少しある時期が来たならば、そのような権限を持つた者を中心に置いて——いまは警察の協力を得てやるほかないと私は思います。」と言つているのも中につきでござります」と言つてゐるのをよけいにすること、それから中に司法警察権限を持つたそういう者も置くこと、これはだめじやないのです。ですから、これはまず早く整備をして人材をよけいにすること、林野庁がやれないと、そういう体制を環境府がやれないという、そんなばかな話はないじゃないですか。どうもその点では熱意がなさそうじやありませんか、熱意が。一年たつて次期国会までに十分検討するという、こういう答弁が當時あつたんですね。それは首尾木局長知つていてるでしょう。人員の増に対してもさっぱりやつておらない。こういう機構に対しての強化、こういうのもさっぱりやつてない。言つてみれば国立公園の入り口の山がくずれて、一業者のような雲仙天草国立公園地帯の入り口もある、ういうような現状でしょ。管理体制は弱いです。

大臣、管理体制を弱くしておいて、いかにこの法律だけ改正しても実効が伴わないですよ。これは、それだけじゃないのです。地方にいるところのこういうような人たちにも、都道府県等の職員にも、こういう司法警察権限というような権限を付与してでも自然の保護の任に当たらせるべきだ、こういうような質問に対してもいまのおことばなのです。したがつて、当時の大石長官は地方の職員の権限さえも考えておつたわけです。こういうような点を考えたら、まだまだ少しとろいようですね。これはもう附帯決議の趣旨に沿つております。これはもう附帯決議の趣旨に沿つております。力いたしますというのが答弁としてなされているわけです。さっぱり努力してないとしたら国会無視じゃありませんか。自然環境を保護するという重要な任に当たる首尾木局長が、そのための手段方法、これを一年間無視して、そして国会を侮辱した、こういうようなことになつてしまふじやありませんか。これは少し私はいただけませんよ。これでいいですか。

○三木国務大臣 いま国立公園が面積が二百万ヘクタールで管理員が七十二名ですから、これは一人当たりにしたら三万ヘクタールくらいですか。（島本委員「やれないと」）御指摘のようにこれはとても管理能力を越えていますから、まず管理員の人員を充実するということが一番大切ですね。やはりそれだけの管理体制を持たずして、司法警察官としての権限といつてもなかなか私どもは持つたほうがいいと思います、司法警察官としての一部の権限は持つたほうがいいと思いますが、必要なことは、やはり十分に管理できるような、それだけの陣容を持たなければならぬ。こういう点では管理体制の強化をいたし、そしてそういう上に立つて司法警察官としての権限というものをを考えることにいたしたいと思います。

○島本委員 当時まだなまなましい議論の一つとして、いまこの自然環境保護法、こういうような

このように方法だつて考へるべきじゃないか、そ
うしてそのような司法権限を持つた保安官、こう
いうような体制さえも考へておかないところはど
うにもならないのじゃないかとうふうなことを
考へたのですが、その一步として出てきた
のがこれなんです。一歩も二歩もありません、こ
れははるかかなたです。全然そこまで行つており
ません。管理体制はまさに貧弱である。これは
あくまで林野庁にたよつてそれをやらざるを得ない
い、こういうような状態です。その林野庁が経営
部門があつて、さんざん木を切つているといふこ
とですから、どうもこの点あわせてみても、どう
ぼうに手取りなわをやるようなものですから、
これは困る。したがつて、必要な場合にはきつ
と管理するような司法警察官が必要なのです。そ
ういうような体制が不十分なのに一部の手直しを
しても、ほんとうの自然環境保護にはならないの
だ。大臣この辺も少し考えようじやありませんか。
私も当時からこの問題に対してもまあ気にしてい
た点なんです。しかし問題はそれだけではないの
でございます。今後この問題に対してもきちつと
してやるということだけは私から強く要請してお
きたいのです。いいですね、これは。

それから、人員の問題、体制の問題、権限の問
題、この三つだけは、大臣、きつとしましよう
そうでないと、いかに法律改正しても画竜点睛を
欠きます。

次に進みます。首尾木局長、あなたもうこの点
だけだと言つのですが、第一番目の、「政府は、
原生自然環境保全地域の指定にあたつては、残さ
れた貴重な原生の自然状態にある地域について、
もれなく指定するよう努めること」こうなつてお
りますが、一年間たつて、指定は何ヵ所いたしま
したか、そして漏れなく行なわれましたか、この
点についてひとつ御見解を伺います。

○首尾木政府委員　自然環境保全法の地域指定につきましては、現在、自然環境保全法がことしの四月十二日から施行になりますて、直ちに自然環境保全審議会の人選にかかりまして、自然環境保全審議会が発足をいたしたわけでございますが、今後自然環境保全法に基づきまして、この審議会で自然環境保全基本方針を策定し、それにに基づいて原生自然環境保全地域、自然環境保全地域の指定を行なっていく所存であります。これにつきましては、漏れなくそのような指定をするようつとめること。ということでおございまして、私ども、いま原生自然環境保全地域の候補地域といたしまして、日本学術会議等で指摘をされた地域でござりますとか、その他の地域につきまして、一応の候補地の予定を持つておりますが、それらにつきまして早急にやるほか、ことし全国の自然環境の保全に関する一齊調査を行なうことにいたしておりまして、この結果に基づきまして、結果が出ますれば、これは附帯決議にござりますように、漏れなく指定する候補地域というものができるわけです。ございますので、これらにつきまして、各関係方面とも協議をいたしまして、これについては附帯決議にござりますように漏れなく指定するよう努めをいたしたいと考えております。

○島本委員　では、漏れなく指定するといつて、一年たつて指定したのは何件でしょうか。今後の作業の見通しはどうなつておりますか。具体的に質問させていただきます。

○首尾木政府委員　現在のところ、まだ指定はいたしておりません。

○島本委員　この秋にもする予定がございますか。

○首尾木政府委員　秋には指定をいたしたいと思います。

○島本委員　それは、漏れなく指定ですか、一件のみですか。

○首尾木政府委員　その時点において直ちに漏れなく指定をするということは事実上不可能かと考えております。

○島本委員 どの程度見込まれますか。

○首尾木政府委員 秋の時点において何カ所といふことを約束することはなかなか困難でござりますけれども、原生自然環境保全地域につきまして、年内に少なくとも五ヵ所程度のものは指定をいたしたい、かように考えております。

○島本委員 今後の作業の見通しとしては、総点検をするということですね。そうしてこの問題に対する指定は金はかかるない、かかつても予算措置はしてあるはずですね。ですから、この問題に対しても別に異議がないと思う。これは人員が不足なのか、それとも環境に対する考え方が悪いけれども薄いのか、とにかく局があつても環境がこういうふうにして破壊されていくというようなことは困りますから、それを保全するために、これはやはり今後の作業の見通しくらいはきちっと立てておかなければだめだ。ばく然と点検いたします、そのあとで結論を出します、これではだめです。漏れなく指定するというのは、いままでのところはやつておらないが、この秋に一件くらい見込まれる、この程度をもう少しうやしい、それでは五件くらいになるでしょうか? うよう程度じやどうも心細いのですね。長官、人が不足なら不足のよう、いまや必要なのは環境の保全なんで、そのための環境庁の体制の確立はほんとうに国民全部が望んでいることなんですか?

公害防除と環境保全、この二つだけは環境庁に与えられた重大な指導的任務でしよう。いまの自然環境に対してでもまだこういうよな状態、これじゃなかなかだめです。漏れなく指定するようないわゆる、そのとおりやりますといつて、まだ一件もない、これからやります、これに対しても私は厳重に注意しておきたい。今後の作業の見通しなんかないのでしょう。たゞ然と調査する、この程度では私は納得できません。何ならもう少し具体的にこれを明らかにしておいてください。

○首尾木政府委員 現在の予定をいたしましては、自然環境保全法に基づきまして、原生自然環境保全地域の指定は自然環境保全基本方針に基づいて

これを指定するということになつております。いわば自然環境保全方針の策定が今後にかかっておるわけでございます。

〔委員長退席、登坂委員長代理着席〕

これは自然環境保全基本方針を早急にこの夏に審議会において策定をいたしまして、同時に、私ども並行的にそれらの地域についての調査を進めてまいりますが、秋以降におきまして、その原生自然環境保全地域を先ほど申しましたように具体的に指定をしてまいりたい、かように考えておるわけございまして、先ほど漏れなくと申しましたのは、最終的に現在行なつております自然環境保全基礎調査によりまして、なお私どもが現実に把握をしておらぬ、そういう原生自然環境保全地域というものもあり得るわけでございますから、そういうものにつきまして、さらに追つかけてこようのものを指定していく、こういう趣旨でござります。

○島本委員 少なくとも自然の破壊に対してもはいきなり植えつけて、そうしてそれに対する責任の行使だけは完全にやらせるように、これは強い指導を願つておきたいと思うのです。

それと同時に、これは直接作業するのは環境庁ではないと思うのです。これは林野庁だとと思うのですが、林野庁等においても、その点の指導なん

かは万全を期しておられるんでしょうね。

○福田政府委員 あの場所は札幌営林局の管内になつておりますので、組織委員会のほうと昨年からたびたび話し合いをいたしておりますが、完全に復旧をしてから営林局のほうに返還をしていただ

く、かようになつております。

○島本委員 これはやっぱり十分なし遂げてやつてもらいたい、このことだけは強く要請いたしま

す。

○島本委員 これはやつぱり十分なし遂げてやつ

す。

○島本委員 これがやつぱり十分なし遂げてやつ

な進捗を示しておるのか、この機会にその全貌を明らかにしてもらいたいと思います。

○首尾木政府委員 現在国立公園内の特別地域及び第一種特別保護地区及び第一種特別地域を対象にいたしまして、その中において許可を得られないこと等のため、その土地の利用ということを所

有者ができないというような場合におきまして、土地を買ひ上げる措置が講じられておるわけでござります。これにつきましては、昭和四十七年度に初めてこういう措置がなされたわけでございま

すが、これは交付公債によりまして十年間でこれ

を支払うという形になつております。この買い上げは都道府県が行ないますが、この交付公債に

つきまして、十年間元利を均等に支払っていくわ

けでござります。これにつきまして、この買い上げは都道府県が行ないますが、この交付公債に

つきまして、十年間元利を均等に支払っていくわ

けでござります。これにつきまして、この買い

上げは都道府県が行ないますが、この交付公債に

は幾らだつたのか、これを報告してもらいます。

○首尾木政府委員 現在国立公園内の特別地域及び第一種特別保護地区及び第一種特別地域を対象にいたしまして、その中において許可を得られないこと等のため、その土地の利用ということを所

有者ができないというような場合におきまして、土地を買ひ上げる措置が講じられておるわけでござります。これにつきましては、昭和四十七年度に初めてこういう措置がなされたわけでございま

すが、これは交付公債によりまして十年間でこれ

を支払うという形になつております。この買い

上げは都道府県が行ないますが、この交付公債に

つきまして、十年間元利を均等に支払っていくわ

けでござります。これにつきまして、この買い

上げは都道府県が行ないますが、この交付公債に

つきまして、十年間元利を均等に支払っていくわ

からないようなところを、なぜこういうようなものに対する対象にしたり、なぜこういうような問題に対して相談に乗つてやれないのですか。これはもつと管理体制というものを的確にして、こういうようなところを余すところなく把握する必要はあるじやありませんか。当然この特別地域じゃないとかいろいろなことになるでしょうけれども、これはもう準用されることとははつきりしていますから、このような点では、地方ではそういうふうにまる裸になる。しかしながら、国のはうでは、買い上げは六十億の予算で、使つているのはたつた一億だ。これでは全然なつていません。じやありませんか。環境庁の長官、これではほんとうにせつかくの予算も全然行使されていませんね。これはほんとうの自然保全のためですか。そういうふうに瀕死の状態になつてゐるところをなぜ買ひ上げないのですか。それとも値段が折り合わないのか。相手がめちやくちやで、これはどうしても買えないのですか。これは重大じやありませんか。六十億のうちまだ一億しかやつていない。

○首尾木政府委員 四十七年度が初年度でございまして、土地の買ひ上げにふなれであつたとい

ういうふうなことがございまして、所有者のほう

土地の値上がり等が非常にはなはだしかつた、こ

ういうふうなこともございまして、所持者のほう

の要請する価額と都道府県において算定をいたし

ました価額の間にかなりの差がございまして、そ

ういう点で折り合わなかつたといふふうな点が大きな原因になつておるわけでございます。

今後の問題といたしましては、私どもこの価額

の問題につきましてさらに十分関係者等と話し合

いをいたしまして、あくまで適正な価額によつて

この土地の買ひ上げというものを進めていきたい、かように考えておりますが、

〔登坂委員長代理退席、委員長着席〕

昨年度におきましては土地の買ひ上げについての最終的な要望等がおくれたといつたような事実あるいは土地の買ひ上げについてのふなれがあつたといふふうなことを確認をいたしております

のを対象にしたり、なぜこういうような問題に対して相談に乗つてやれないのですか。これはもつと管理体制というものを的確にして、こういうようなところを余すところなく把握する必要はあるじやありませんか。当然この特別地域じゃないとかいろいろなことになるでしょうけれども、これはもう準用されることとははつきりしていますから、このような点では、地方ではそういうふうにまる裸になる。しかしながら、国のはうでは、買い上げは六十億の予算で、使つているのはたつた一億だ。これでは全然なつていません。じやありませんか。環境庁の長官、これではほんとうにせつかくの予算も全然行使されていませんね。これはほんとうの自然保全のためですか。そういうふうに瀕死の状態になつてゐるところをなぜ買ひ上げないのですか。それとも値段が折り合わないのか。相手がめちやくちやで、これはどうしても買えないのですか。これは重大じやありませんか。六十億のうちまだ一億しかやつていない。

○首尾木政府委員 大台ヶ原の土地の買ひ上げでございますが、私どもとしましては、その地域の森林の伐採を押えてきておるわけでございまして、したがつて、そういうような点からこの土地については、当初先方のほうも売りたい、こちらとしてもその土地を奈良県を通じまして買ひ上げたい、ともその土地を奈良県を通じまして特に木材価格の暴騰といつたようなことがございまして、最初の相手方の言い値とそれから当方の言い値といふものは非常な開きがあつたわけでございまして、その後奈良県と本州製紙との間におきまして価格を申しまして、奈良県の算定価格としましては一応十六億程度というようなものが示されまして、昨年度はその時点におきまして三月の時点において最終的にまとまらなかつたといふのが経緯でございます。今後この問題につきましては県の価格算定につきまして、もちろんこれについては私どももやはり適正価格ということで買ひ上げるといふことが、今後のこの制度の実施の上からいつてもその点は貫いてまいらなければならぬと考え

で、ことしはそのような点については早急にすでに買ひ上げについての交渉等を進めておりますので、本年度におきましてはぜひ昨年のような結果にならないようになつたいたい、かように考えておるわけでございます。

○島本委員 どういうことになるんですか、これ具体的な例として第一号に載つた大台ヶ原、この交渉は先方も売りたいと言う、こっちも買いたいと言う。當時木材の値上げその他で値段が折り合わなかつた。それも大石長官もその場所の必要性を認めて、木を切るな、これだけは大事に保存しなければならない、そういうふうにしておいて、買ひ上げ交渉に入つたら、高いから買わない。一体ほんとうに高いんですか。幾らで買うのが安いです。まだこの問題に対する取り組み方の甘さたのですか。

○首尾木政府委員 木の伐採を認めないと、いざ

れかまた売つてくれるだろう、こういうようなこ

とのようでありますけれども、逆にこの列島の改

造ブームによる土地の値上がりや木材の高騰、こ

のあたりで結局買えなくなつたんだから、責任は

政府にあるのです。はつきり言うと三木長官にも

あることになるのですよ、田中総理大臣の政策で

すから。それも買えなくなつてしまつた。六十億

のうち一億しかやつてない。この点は私は事務當

局はまだまだこの問題に対する取り組み方の甘さ

がある。それからこういうようにできなければ長

官と相談して早く手を打つべきものは打たなければ

ばこれははどうにもしようがなくなるでしよう。私

としては、この点は長官にも強く要請をしておき

たい。これは一つの目玉商品だったのです、前長

官の。ところが、せつかく六十億、これをもらい

ながら一億しかまだ使つておらない、こういうよ

うな状態でまた改正法案を出してくる。これじゃ

幾らやつてもだめじゃありませんか。その実はど

う聞いたところが、土地の高騰であるということ

なつたら、政府の政策によって政府自身がやろう

としている自然環境保全ができなくなつたとい

うことです。これは三木さん、あなたの責

任だ、内閣の責任だ。官僚の責任じゃないですよ。

あなたの責任ですよ、どうしますか。

○三木国務大臣 私は国立公園というものは、こ

れは買ひ上げていつたらしいといふ意見です。國

が持つたほうがいいといふことでこの制度というの

ものを活用したいと思つておるわけです。だから、

ておるわけでございますけれども、そういうようないい点で相手方の主張も十分に考え、この点について本年もさらに努力をいたしまして買ひ上げたい、かように考えておるわけでございます。もちろんかのように考えておるわけでございます。それは、その場でどうというようななかなか土地の売買といふものは、非常に何というものですかね、から、私どものほうとしては木の伐採ということを認める意思は毛頭ございません。買ひ上げられわなかつた。それも大石長官もその場所の必要性を認めて、木を切るな、これだけは大事に保存しなければならない、そういうふうにしておいて、買ひ上げ交渉に入つたら、高いから買わない。そういう点でむずかしかつたわけであります。

○島本委員 木の伐採を認めないと、いざ

れかまた売つてくれるだろう、こういうようなこ

とのようでありますけれども、逆にこの列島の改

造ブームによる土地の値上がりや木材の高騰、このあたりで結局買えなくなつたんだから、責任は

政府にあるのです。はつきり言うと三木長官にも

あることになるのですよ、田中総理大臣の政策で

すから。それも買えなくなつてしまつた。六十億

のうち一億しかやつてない。この点は私は事務當

局はまだまだこの問題に対する取り組み方の甘さ

がある。それからこういうようにできなければ長

官と相談して早く手を打つべきものは打たなければ

ばこれははどうにもしようがなくなるでしよう。私

としては、この点は長官にも強く要請をしておき

たい。これは一つの目玉商品だったのです、前長

官の。ところが、せつかく六十億、これをもらい

ながら一億しかまだ使つておらない、こういうよ

うな状態でまた改正法案を出してくる。これじゃ

幾らやつてもだめじゃありませんか。その実はど

う聞いたところが、土地の高騰であるということ

なつたら、政府の政策によって政府自身がやろう

としている自然環境保全ができなくなつたとい

うことです。これは三木さん、あなたの責

任だ、内閣の責任だ。官僚の責任じゃないですよ。

あなたの責任ですよ、どうしますか。

○三木国務大臣 私は国立公園というものは、こ

れは買ひ上げていつたらしいといふ意見です。國

が持つたほうがいいといふことでこの制度というの

ものを活用したいと思つておるわけです。だから、

あなたが心配するようなことはないと思います。

○島本委員 それでもこれは国立公園内のいわば

自然公園の特別地域ですから、規制ができるわけ

です。ところが、ここにハリモミ原生林、これは

甲府営林署管内、山中湖の山中湖村というものがい

ます。そこには一九一六年ハーパー・ヘンリー・ウイ

ルソン、この人によつてえらい有名になつた。忍

野から山中湖へ県道ができるおりますが、この道

路がわにあるのが、このハリモミ純生林というの

ですが、原生林というのですが、とにかく樹齢一

百五十年というような木もあつて、優秀な一つの地帯ですよ。保全しなければならない地帯であります。それが道路ぎわのこのりっぱなハリモミ原生林が続々と枯れています。これは一本保全するのか枯らすのか、この点では私は十分わからぬのであります。ハリモミの原生林では世界でもここだけしかないのじやありませんか。そして、天然記念物に指定されている、そうじやありませんか。それがどうしてこう枯れるようになりますか。これほどのですか。私どもは、これ五月三十日に直接現場へ行つて見てきて驚いているわけであります。道路沿いの木はまだほとんど枯れてきている。これ一体どういうようなことになりますか。これは環境庁は関係ないのであります。それとも林野庁のほうでは、これはハリモミ原生林として全面的に管理していなさるのですか。これはいま重大なピンチのようですが、この件について林野庁をきん、いかがなさいますか。

ういうモミの木が多くなりまして、次第にモミの純林になつてしまります。モミの純林が老齢になつてしまりますと、枯れてハリモミになつてまいるという植生があるわけでございます。御存じのように北海道のエゾマツ、トドマツが二百年、三百年でございまして、かつて洞爺丸台風のときに木も枯れたわけでございます。やはり木も年とつてまいりますと腐つてまいる。一番長いのは屋久島の屋久杉というのは千年以上、二千年、三千年というものがございますが、これはまれでございます。

そこで、この場所に対しましては、枯れました木をとりまして、そのあとにハリモミの補植をいたしております。これは植える場合も、文化財でございますので文化庁との協議が必要でございます。そういうことで、このハリモミにつきましては、枯れたものはとりまして、そのあとにこういった木を植えて、補植をしてこれを永久に保存するという考え方方に立つてあるものでございます。台風とかその他の影響で腐つてきましたものは枯損する、こればかりいたしかたないものでございまして、一応学術参考林として最小限度の木は補植をしているわけでございます。

○島本委員 環境庁、知っていますか。

○首尾木政府委員 先ほど林野庁から国立公園の特別保護地区というお話をございましたが、現在のところ特別地域ということの指定にいたしておるところでございまして、今後の予定といたしまして、その地区につきましては特別保護地区に今後指定をしたいというふうに考えておるところでございます。御承知のハリモミの純林につきましては、これは私どもやはりそのような貴重なところでございますから、これを守つていきたいと考えておるわけでございまして、現在その林縁の部分におきまして樹勢が衰えたために立ち枯れ状態というものが出ておるということが事実でございます。これはやはりいま林野庁からお話のございましたような点でございますとか、あるいは林縁部というものが開墾等によりまして、樹勢が衰え

たというようなところが出たと考えておるわけですがございます。特にこのハリモミの純林を守るために、林縁部の植生というものを十分つくつけておかなければならぬという点で、今後林野庁と相談をいたしまして、国有林におきまして補植等が現在行なわれておるところでございますので、そういう点でこのハリモミの純林は今後とも守っていきたい、かように考えておるところでございます。

○島本委員　ここは、特にハリモミ原生林は世界でもここだけであるというような点でこれは貴重です。それから天然記念物に指定されておるという点からして、現況は大きい木を切つてしまふから残っている木が枯れてしまうし、周囲がまだらになつてゐる。あれは密生していないとだめなところあります。その保護対策といふものはほとんどとられていないという、こういうような状態でまことに遺憾であります。これもマツクイムシのせいである、こういうようなことになつてゐるようでございますが、排気ガス、それからほんんど密生させないでばつばつ立つてゐるような状態では、群生でない以上枯れるのではないか。これは私のしるうと考へであります、必ずしもそうではないようであります。一体大臣、管理するといながらも、これは乱開発の犠牲にされているようなものじゃないかと思うんです。以前はうつそうとしておつたそideaでございます。しかしいまは道路をつけて自動車がじやんじやん走る、人も来る、そしてもうまだらになつてゐる。これはまだらになつたのはそのせいで、枯れたから切る、切るからまたまだらになる、こういうふうになるのか、その辺の因果関係はわからないのでありますけれども、いま行つてみたらうつしたる原生林じやございません、ばつばつとしているんです。ええ、いうと私の頭の毛のようなこういうはえ方をしているんです。したがいまして、これはほんとうに手を尽くした結果だ、こういうように言うことはできない。せつかくこれは林野庁の長官も首尾木局長もふさふさとしておるようですが、

実際の山はあなたの頭と反対ですから、こういう
ような点は十分管理に手を尽くさないといけない
と思うんです。林野庁、これは全然もう管理体制
なつてないでしょう。ただ指定して看板立てであ
るだけでしょう。どういうようにあれを蘇生させ
ようとしておりますか。

○福田政府委員 ハリモミの枯れました原因は、
先生ただいま御指摘ありましたように、周囲から
伐採が進んできて、残っているものが數十ヘクタ
ールという、その林縁の部分がやはり台風等の影
響を受けまして、樹勢が弱り、その結果枯れると
いうことがあるわけでございます。しかしこれは五
十年ないし三百年という老齢の限度でございます
ので、先ほども申し上げましたように、そういつ
た中でもやはり枯れるものがございます。それら
に対しましては、ハリモミあるいはその他の樹種
を植栽しまして、この林分を保存するようにして
おります。なお林縁につきましても、そういった
ような補植をいたしております。

なお、ここは甲府の営林署の管轄でございまし
て、隨時そういう管轄につきましては厳正を期
するよう指導いたしておりますところでございます。
なおマツクイムシはどうかという御指摘がござ
いましたけれども、この地区にはマツクイムシの
発生はございません。

○島本委員 これは長官、われわれは富士のあの
演習地の不発弾により被害を受けた、その調査に
行つてそのそばにあるこの原生林を見発見し、むご
たらしい状態を見てきたのであります。ですから
長官、これは単に演習地の不発弾の問題だけじ
なく、その周辺のせつかくりっぱにこういうよう
に保存されるような状態にありながら、さっぱり
手が加えられておらない。破壊されている。演習
地のそばだからこういうふうになつたのかどうか
知りませんけれども、まばらになつてているのです、
まばらに。まばらになつている面積は林野庁のほ
うで調べてありますか。

○福田政府委員 ハリモミの純林は五十七ヘクタ
ールでございます。全体がこれを保護林といいたし
ます。

まして百三十七町歩でございますので、純粋なハリモミだけの林分というのは五十七町歩ですけれども、その差額は、ハリモミの点在しておるものとかあるいはアカマツとか、そういった樹種が入っているわけでございます。

○島本委員 やはりこれは十分保全に気をつけなければなりませんし、この状態ではいまにあれ全部枯れてしまいます。そういうおそれを持つ私は戻つてまいりました。林野庁長官、あなたも縁を愛するということをテレビを通じて全日本の婦女子に宣告しているのですから、今後はそういう点を守つて、縁を守るのは林野庁なんだ、これに徹してやるようにしてもらいたい。ここはまことにお粗末な感じです。あなたも行つて十分見てきたでしようから、この保全には十分意を用いてやってもらいたい、このことを要請しておきます。

それと同時に、長官にまたお願ひしておかなければならぬのですが、このようにしていま自然公園法だとか自然環境保全法だとか、次から次に改善しようとしております。これは日本の自然を守るために、以前は議論しました。安保条約のある以上、どうしても演習地はこれはやむを得ないのだ、そのかわり残りは管理する、こういうふうに言って在来の演習地を取り上げておつた。あらためて今度環境の保全をするために、環境庁としては一生懸命にやらなければならないはずです。しかし、あらためてこの保全をするための水源涵養林であるとか保安林であるとか、こういうようなところを進んで演習地拡大であるとか、進んで演習地をつくつたりすることに環境庁は決して賛成ではないでございます。

○三木国務大臣 たびたび申してるよう、自然環境保護という、自然環境の保全という観点から言えど、演習地といつもの歓迎すべきものではないわけですから、これはできるだけ縮小をこそ、次々に拡大していくくという考え方とは環境庁が持つはずはないわけでございます。

○島本委員 北海道開発庁、来ておりますか。防

まして百三十七町歩でございますので、純粋なハリモミだけの林分というのは五十七町歩ですけれども、その差額は、ハリモミの点在しておるものとかあるいはアカマツとか、そういった樹種が入っているわけでございます。

○島本委員 やはりこれは十分保全に気をつけなければなりませんし、この状態ではいまにあれ全部枯れてしまいます。そういうおそれを持つ私は戻つてまいりました。林野庁長官、あなたも縁を愛するということをテレビを通じて全日本の婦女子に宣告しているのですから、今後はそういう点を守つて、縁を守るのは林野庁なんだ、これに徹してやるようにしてもらいたい。ここはまことにお粗末な感じです。あなたも行つて十分見てきたでしようから、この保全には十分意を用いてやってもらいたい、このことを要請しておきます。

それと同時に、長官にまたお願ひしておかなければならぬのですが、このようにしていま自然公園法だとか自然環境保全法だとか、次から次に改善しようとしております。これは日本の自然を守るために、以前は議論しました。安保条約のある以上、どうしても演習地はこれはやむを得ないのだ、そのかわり残りは管理する、こういうふうに言って在来の演習地を取り上げておつた。あらためて今度環境の保全をするために、環境庁としては一生懸命にやらなければならないはずです。しかし、あらためてこの保全をするための水源涵養林であるとか保安林であるとか、こういうようなところを進んで演習地拡大であるとか、進んで演習地をつくつたりすることに環境庁は決して賛成ではないでございます。

○島本委員 たびたび申してるよう、自然環境保護といつもの歓迎すべきものではないわけですから、これはできるだけ縮小をこそ、次々に拡大していくくという考え方とは環境

衛庁、来ておりますか。

これは防衛庁にお伺いしますが、北海道に幌加内町というところがあります。この辺に幌新ダム、

これは農業用ダムで開発庁が直轄工事で現在建設中である、こういうようなことがあります、こ

の幌新ダムの周辺で自衛隊が演習地を策定する、

こういうような予定はございますか。

○伊藤説明員 お答えします。

私は、幌新ダムというものを承知しておりません

ですが、場所は北海道の空知郡でございましょうか、ちょっとと……（島本委員「そうです」と呼ぶ）

現在、北海道の沼田町ですが、その地元のほうか

ら、演習場等の自衛隊への誘致の御要望がござい

まして、検討している事実はござります。ただ、

ちょっと幌新ダムの計画そのものは承知しておりますので、それはお許しいただきたいと思いま

す。

○伊藤説明員 先ほどお答え申し上げましたよう

に、事が沼田演習場のことございましたならば

現在、地元の御要請もございまして、いま検討中

でございます。

○島本委員 もうすでに北炭から七百ヘクタール

の土地を買収済みですか、まだなんですか、この

点をひとつお知らせください。

○伊藤説明員 御指摘の事実、ございません。

○島本委員 もうすでに北炭から七百ヘクタール

の土地を買収済みですか、まだなんですか、この

点をひとつお知らせください。

○伊藤説明員 每度申し上げるようござります

が、沼田演習場といいますか、沼田町に駐屯地

演習場を御説教されている。そして、それを受け

まして私ども、いま検討しております。ただ、先

ほど先生いろいろ数字もあげられましたし、それ

から説教の方のお名前もあげられておるよう

が、沼田演習場といいますか、沼田町に駐屯地

演習場を御説教されている。そして、それを受け

まして私ども、いま検討しております。ただ、先

ほど先生いろいろ数字もあげられましたし、それ

は許可しなければならないし、後者の場合には許可してもよろしい、こうなつてはいるわけでござります。御指摘の点につきましては、現在のところ具体的に何もこちらに連絡がございませんので、一切、これはもし具体的になりましたならばよく検討してみなければならぬと考えております。

○島本委員 環境庁長官は、在来のものであるな

らばこれはやむを得ないが、新たな環境破壊につながるようなことはしたくはないんだ、いま言つたばかりであります。これはもう自衛隊の演習場としてこういうような策定があるのですか、ないのですか、防衛庁。

○伊藤説明員 先ほどお答え申し上げましたよう

に、事が沼田演習場のことございましたならば

現在、地元の御要請もございまして、いま検討中

でございます。

○島本委員 もうすでに北炭から七百ヘクタール

の土地を買収済みですか、まだなんですか、この

点をひとつお知らせください。

○島本委員 では、そういうような事実はない

ということですね。

○伊藤説明員 每度申し上げるようござります

が、沼田演習場といいますか、沼田町に駐屯地

演習場を御説教されている。そして、それを受け

まして私ども、いま検討しております。ただ、先

ほど先生いろいろ数字もあげられましたし、それ

から説教の方のお名前もあげられておるよう

が、沼田演習場といいますか、沼田町に駐屯地

演習場を御説教されている。そして、それを受け

まして私ども、いま検討しております。ただ、先

ほど先生いろいろ数字もあげられましたし、それ

から説教の方のお名前もあげられておるよう

が、沼田演習場といいますか、沼田町に駐屯地

演習場を御説教されている。そして、それを受け

まして私ども、いま検討しております。ただ、先

ほど先生いろいろ数字もあげられましたし、それ

から説教の方のお名前もあげられておるよう

が、沼田演習場といいますか、沼田町に駐屯地

演習場を御説教されている。そして、それを受け

についても全然目鼻がついていないのですか。

○伊藤説明員 お答えします。

沼田演習場の件につきましては、現在のところまだ計画決定もいたしておりませんので、一切、所有者の方どなたからも売買の契約を行なつてはいる事実はございません。

○島本委員 開発庁が来ているようですが、幌新ダムの開発計画はどういうふうに進んでいますか。

○山田（嘉）政府委員 ちょっとと不勉強でございまして、お尋ねの幌新ダムは、ただいま全体設計という段階にあるように承知しておりますが、正確な点は取り調べまして後ほどお答えしたいと思います。

○島本委員 開発庁が来ていますが、幌新ダムの開発計画はどのように進んでいますか。

○山田（嘉）政府委員 まだ計画決定もいたしておりませんので、一切、所有者の方どなたからも売買の契約を行なつてはいる事実はございません。

○島本委員 これは開発庁の直轄工事で日下建設

中、こういうようなことになつてているようであります

が、全然建設に入つていないのであります。

○山田（嘉）政府委員 おそれ入りますが、ちょっとと取り調べまして至急お答えいたしますから、ちょっとお待ちください。

○島本委員 北海道では幌加内町の朱鞠内ダム、これを中心として道立公園をつくりたい、こういうふうに進んでいます。

○首尾木政府委員 まだ北海道からそういうことにつきましては聞いておりません。

○島本委員 それに対してもストップがかかって

いるというのですが、林野庁は御存じありませんか。

○首尾木政府委員 まだ北海道からそういうことにつきましては聞いておりません。

○島本委員 それに対してもストップがかかって

いるというのですが、林野庁は御存じありませんか。

○福田政府委員 承知いたしております。

○島本委員 大体それはわかりました。これ以上調査しなくててもよろしいと思います。もう自衛隊

のほうでは北炭の土地の七百ヘクタールは売約済みで手に入れているようであります。そして民有

林の二百ヘクタールは目鼻がついた、こういうよ

うなことになつておるようですが、まだ契約までついていない。残る千二百ヘクタール、この國有林がなければ演習地としてその辺の開発はできません。同時に二百ヘクタールの自衛隊の演習場になるわけでありますから、北富士の演習場

でございます。

○島本委員 そういう場合には、水源涵養

林である場合には、当然これは許可してはならないものだと思っておりますので、売買等すでに契約済みで行なつた事実、契約等を行なつた

事実はございません。

○島本委員 私のほうには、北炭の土地の七百ヘ

クタールはもうすでに契約済みである、こういう

事実がないとするならば、私のミスであるかもし

れません。ただ、そのほかの民有林二百ヘクタ

ルはこれはもう売買の目鼻がついた、こういうよ

うなことをいわれておりますけれども、この問題

を上回るような膨大なものを作りうとするし、それも水源涵養林千二百ヘクタール、ここにはこう先を向けているわけあります。当然、林野庁ではそういうような意思もないようあります。同時に変更の意思も今後は出ないと思いますから、これはこれで私の夢物語であった、自衛隊のほうでも、防衛庁のほうでもそういう計画はない、こういうようなことにはつきり了承しておきたい、こう思いますが、これで防衛庁はいいですね。

○伊藤説明員 お答えします。

先ほどからお答え申し上げておりますように、現在のところは演習場設置につきましては検討段階であつて、まだ計画は確定していないということです。

それからもう一つは、先生がお話しになりましたように売買あるいは契約といったような事実はないという二点、先ほどから御説明申し上げたとおりでございます。

○島本委員 演習地をここでつくる計画を今後進めるのですか、ちょっとくどいですけれども……。

○伊藤説明員 お答えします。

再三のお答えで恐縮でございますが、現在検討中であつて、計画はまだ決定していらないといふ事実はあります。

○島本委員 水源涵養林として千二百ヘクタールあるのですが、林野庁としてはこれは開放する意

思はないのですね。まだ相談を受けていないといふことですから、これは水源涵養林としても重要な場所ですから、その点についてはつきり聞いておきたいのです。まだ計画の段階ではつきりしてないというが、三木長官はこれから新たにこういうふうにはつきり言っていたのです。林野庁長官としても私は同意だと思うのですけれども、これについてひとつ林野庁長官の意見を伺います。

○福田政府委員 保安林の管理につきましては、農林省の中で林野庁が行なつておることでござります。水源涵養保安林その他どういう保安林でございましても、保安林としての機能を完全に果た

すように管理するのが私たちの役目でございます。したがいまして、政府として何らかの保安林についての解除の問題等が出てまいりますれば、私たせなくなるでしょう、切つてしまふのですから、その演習地にするということについてどうかといふことなんです。

○福田政府委員 演習地にするかどうかというこ

とは、林野庁としては意見を申し上げる立場ではございません。

○島本委員 演習地にすることにしましたらどうしますか。

○福田政府委員 私の立場としましては、こういつた問題いろいろございますが、保安林を完全に守つていくのが使命でございますので、保安林を維持して、これをなくしないようにするものが原則でございます。

○島本委員 したがつて、最後までその原則は貫くわけですね。

○福田政府委員 基本的な考え方としては、その原則は貫くものでございます。

○島本委員 防衛庁、私もこれは初めて聞くのですが、この計画は單にこれはもう机上プランでもない、話し合いで出てる程度であつて、それは具体的にまだ起こしているような計画ではないのだ、こういうふうに承つておりましたが、これはもうほとんどの計画として策定されているのですか、それともこれから策定しようとするのですか、この計画についてはつきりさせていただきたいと思う

○伊藤説明員 演習場の設置につきましては現在検討中でございます。まだ計画決定したものではございません。したがいまして、その規模あるいは範囲、それからその中にかりに保安林があるとかないとかということについても、現在まだ何もきまつておりませんので、私どものほうでそついた代替施設について具体的なものを定めてい

るということは一切ございません。

○山田(嘉)政府委員 ただいまのような話は、開発局といたしましてはまだ全然話を聞いておりません。

○島本委員 北海道も知らない、林野庁も知らない、環境庁に至つては皆目知らないうちに、防衛

府のほうでは地元の要請にこたえてといふことでこういうふうな計画が進められているとしたら、これは重大です。私はこの機会に、そういうような計画がもうどのように進んでいるのか、資料としてこれを要求したいと思います。委員長から可及的すみやかに、この計画、どの規模なのか、それから現在まで買収済みの土地はどれほどのか、

○伊藤説明員 お答えします。

毎度申し上げるようですが、沼田演習

場の問題につきましては、地元の御要望もありまして、現在防衛府内部で検討中でございます。

○山田(嘉)政府委員 先ほど幌新ダムのお尋ねございまして、私がちょっと知識が不正確でございました。私がちよつと知識が不正確でございました。

○佐野委員(長) 伊藤施設課長いかがですか、先ほど

申し上げましたが、間違いでございまして、すでに建設に入つております。昭和五十年完了の予定で自下建設中でございます。

○島本委員 片やそういうふうにして建設に入つて、片や演習地の計画が案外

進んでるようあります。そしてこれは水源涵養林でありますから、これはめつたに手をつけられないので、水源涵養の目的をなくする

ためには自衛隊が別なダムをつくつてやつて、そしてそのダムの機能が十分果たせるようになつてからそれは伐採して自衛隊の演習場にしたい、こういうような意向があるかのように承つておるので

すが、そういうような計画なりそういうような実行なりがあるのですか、防衛庁、開発局。ないならばないでいいのです。私はないほうが望ましいのですから。

質疑応答の中でだいぶ明らかになつたと思いますけれども、もう少しはつきり資料要求に対する件について……。

○伊藤説明員 お答えします。

ただいま先生の資料要求なされましたことにつきましては、先ほどからの答弁の内容にすべてお答え申し上げてありますので、それによると

○島本委員 そういう計画があるというのであります。どういう計画なのか、知らしてもらえないのですか。計画は全然ないというなんならいいんです。

○伊藤説明員 お答えします。毎度お答えしておりますが、現在防衛庁の中で検討しておりますので、防衛庁としましては、その演習場の規模、内容等、現在まだ検討段階で、全く未定でございますので、そういう意味では、確定しました計画はございませんです。

○島本委員 したがつて、確定された計画はないという、もちろん北海道も林野庁も環境庁も知らないといふうちに、あなたのほうでは内々でそう

いうような計画を進めているという。しかし、もうすでに土地七百ヘクタールは北炭から買い上げ済みだ、こういうようなことをいわれているし、民有地、民有林の二百ヘクタールはもう売却の見通しがついたんだ、こういうようなことをいわれている。あと残るのは千二百ヘクタールの国有林である、そういうようなところまではつきりしているのに、これはもう計画であるから言われない。はつきりこれができてから、あとは強行実施、この段階になつて言わせるというだけだつたら、これほどではないことです。私そういうのを、計

画はほんとうに小さくても、あるのかないのか――ないといふならないといふんです。あるといふならそれを知らせると、うんです。資料として出せないですか。委員長、それは要求できないですか。○伊藤説明員 お答えいたしました。先ほどから先生いろいろ数字をあげられ、あるいはその売却ないしは契約といったような具体的な名前もあげておられるようですが、それ

も、私ども、先ほどお答え申し上げましたように、それが事実ございませんので、そのように御承知いただきたいと思います。

○島本委員 どうも私理解できなくてまことに申

しわけない。防衛庁でその演習地をつくるのかつからないのか。地元の要望があるからつくるんだ、その計画は内々で進めているというんでしよう。

○伊藤説明員 それをはつきりさしてくれというんです。どの規模なのか。そして、いま言つたような事実がないならないのです。それを示してもらいたいというんです。あなたはわからないかもしだめが、私のほうがなおわからない。それも知らしてもらえないのですか。それも資料としてこつちのほうへちょうどいいできないのですか。

○伊藤説明員 沼田演習場におきます現在の私どもの状況につきましては、先ほどからお答え申し上げたとおりでございますが、その現状につきまして資料として提出するようについておことばでしたら、後刻お出しするよういたします。

○島本委員 その規模、それと同時に、いま言つたような売却済みの土地の有無、それと、もうすでに民有林というようなものに対しての契約をしたのかしないのか、それから今後の、おそらく計画があるとするならば、国有林のほうにはどれほど入っているのか、私のほうでは千二百ヘクタールだと承つておる、こういうふうな点について、具体的にこれは資料として提出してもらいたい。要求しておきます。

(速記中止)

○佐野委員長 速記を始めて。

○島本委員 まだまだ政府のほうでは、せっかく自然公園法や自然環境保全法の一部を改正する法律案を出していながら、依然として、前回成立の附帯決議が六項目にわたつてつけられてお

るのありますけれども、この実施につきましてもまことに不完全であります。それと同時に、自然環境の破壊が随所においてもこれは計画されて

いるよう、こういうような状態はまことに遺憾であります。私は、いま自衛隊の演習場の問題一

つ見まして、これを新たに計画し、これを行なうとすることがあるならば、これはまことに重大な自然破壊になります。私は、そういう

ような点で資料も要求してありますから、その資料に基づいて次にこれを伺いたい、こう思います

○佐野委員長 お答えいたしました。

○伊藤説明員 承知しました。こういうようなことが知らぬいうちに行なわれているということは実際遺憾なんです。

○岡本委員 最初に長官にお聞きいたしますけれ

ども、自然環境保全法それから自然公園法の一部改正でありますけれども、この自然環境保全というのは、中身を見ますと、私たち前国会で審議したもので、ほとんど原始林といいますか、そういうものを残すというのがおもな目的になつております。そこで、そういう自然環境だけを保全するという法案に近いわけがありますが、御承知のようにP.C.B問題あるいは水銀問題、あるいはまた大気汚染問題、こういうものが全国的にいま広がつているわけであります、はたして現在の公害対策基本法、これを御承知のように対症療法治しますか、そういうものが起つてから対策をするというようなことはならない時期がもう来たのではないか。先ほど聞いておりますと、それで、ちょっと速記をとめていただきます。

○佐野委員長 ちょっとととめて。

○佐野委員長 ちよつととめて。

○佐野委員長 まだまだ政府のほうでは、せっかく自然公園法や自然環境保全法の一部を改正する法律案を出していながら、依然として、前回成立の附帯決議が六項目にわたつてつけられてお

るのありますけれども、この実施につきましてもまことに不完全であります。それと同時に、自然環境の破壊が随所においてもこれは計画されて

いるよう、こういうような状態はまことに遺憾であります。私は、いま自衛隊の演習場の問題一

つ見まして、これを新たに計画し、これを行なうとすることがあるならば、これはまことに重大な自然破壊になります。私は、そういう

ような点で資料も要求してありますから、その資料に基づいて次にこれを伺いたい、こう思います

○佐野委員長 お答えいたしました。

○伊藤説明員 承知しました。岡本富夫君。

○岡本富夫君 了解しました。

○岡本富夫君 最初に長官にお聞きいたしますけれ

境を全体として考えなければならない問題、たくさんそういう事態が起つてきておることは、お説のとおりだと思います。だから、将来の課題としては、もう少し環境全体の保全ということで立法を考えるようなそういう発想も要るのかもしれません。しかし、いまのところは、環境を一番破壊するものは、端的に言って公害の問題ですから、そういう点で、この立法の趣旨に沿うて十分にこ

の目的を果たすということが今日一番必要なわけですね。そういういま、公害基本法、これを全部やめて、環境保全という大きな立場ということで切りかえていくことが、こんなに公害問題が各地に起つておるときに適當だとは思いませんが、将来の問題としては、ただ対症療法的でなく、全体としての日本の環境保全というものを一体として考える必要というのは将来あり得ると思しますね。一つの考え方としては、そういう考え方の方とものも今後検討に値する一つの考え方だと存じます。

方が後退したように思つたので、その点についてもう一度……。
○三木国務大臣　すべての政治の基礎というものの中に、環境の保全というものがいま要求される時代だと思います。これはもう通産行政にしてもあるいは建設の行政にしても、厚生行政にても、そこから出発せなければあとからあとから善後措置に追わされることになつていく。だからそれは一本の法律で、岡本委員の言われるよう法律でもとめあげようとすれば非常に広範な問題を含むわけですね。もう一切の政治の出発点、こういうことですから、後退はしていないのですよ。みなやはり政治をそこから出発せないとあと片づけばかりに追わされることになる。だからそれを一本の法律でまとめ上げてということは政治万般に関係をするわけですから、やはりこれはなかなか大問題でありますから、とりあえずいま一番大きな問題、公害問題というのはこれだけの大きな問題ですかね、そういう法律の趣旨を徹底していくと同時にいろいろな政府の施策、それがやはりすべてそういうところから出発するということで、岡本委員がねらつていられる全体としての政治を環境保全といふ一点にしぼつてやらなければいかぬというところから環境保全法というような広範な法律をつくるべきだというのでしようから、すぐに一本の法律にまとめるにしても、言われる精神というものはすべての政治の中になければならぬ、そういうふうに考えますので、後退ということではないわけでございます。岡本委員の言うことをもつと強く政治の中に取り入れなければいかぬということをむしろ強く申し上げておると言えると存じます。

○岡本委員長官　政治の上にこれを取り入れていく。ところが、行政の立場としますと、やはり法律に基づいて行政を行なうべきなんですよね。法律を逸脱した行政なんというものはあり得ないわけです。

そこで、たとえば先ほど話がありました、この前ここで論議しました伊達火力の問題にしまして

だきちつとしたけじめをつけてない。にもかかわらず通産省は認可している。これの認可は取り消さない。一ぺん認可したものは取り消すわけにはいかない、こういうような話ですね。ですから環境保全というもの、あらゆるものを持ちつとしたりしては、こういう認可につきましてはこれは地方自治体の長に委任していないのです。これを適用除外しているのですね。ですからいまのようなことが起こっているわけですよ。ですから私の言わんとするところは、長官がただ政治の上で取り上げていく。政治の上に取り上げていくのであればそれを今度は各行政機関に対してやはり法律として、基本法としてその方針を打ち出さなければならぬんじやないか。いまのような御答弁はどうも納得しかねる。同時に、今までの公害対策基本法の実施法、こういうものの洗い直し、見直しをしていかなければ、いつまでたっても私たちが各所に参りまして、きのうも委員長と一緒に、三日間ずっと回りましたが、どこへ行つても結局立法院の責任——向こうへ行きますと立法院も行政府も関係ないわけですよ。徹底的にやられちゃつたですよ。それはやられてもいいんですけども、しかし考えますと、これは各官庁が、法律がこうなつているからとかそれは権限がないからとか、そういう無責任なことではこの日本列島は将来どうなりますか。だから実力者である副総理がここでひとつ先頭に立つてこの辺をお考えになつて、私たちも対案を出しておるわけですから、政府としてもここで環境保全基本法をぜひともきちつとしたものをして、あらゆる開発、あらゆる対策はこれをもとにしたものでなければならぬというのをお示しになるのが筋ではないか、こういうふうに私は思うのですが、いかがですか。

うに考えておるわけでござります。○岡本委員 値する課題なんていうより、一番最優先しなければならない課題です。せっかく六十億も予算をつけながら、先国会でも私たちが附帯決議にやがましくいった自然林の買い上げにしてもできていない。これはなぜか。地価が騰貴した。ある本によると、福田行政管理庁長官が、この地価騰貴あるいは物価騰貴を押えるには日本列島改造をやめたらいいのだ、こういうようなことをも出ておりましたが、長官の御意見はいかがですか。

○三木国務大臣 国土の総合的利用というものは必要ですね。岡本委員も御承知のように、あまりにも日本は片寄った開発が行なわれましたから、東京、大阪、名古屋に人口の四割も集中している実態、これは不自然で、都市の機能というものに非常にいろいろな不都合が起つてくることは明らかであります。もう少し狭い国なら狭い国として国土を有効に利用するというそういう開発を行なわれなければならぬので、開発否定論者では私はないのであります。しかしその開発というものが、環境の保全ということが開発の大きな出発点になる、あるいは環境を破壊し公害を発生させて、そして開発といつても、ねらつておるものは人間の生活の充実、人間の福祉の向上ということですから、そういうことでは幾ら開発といつても目的に沿わないわけですから、そういう点でもう少し、いままでは乱開発が行なわれておることは事実ですから、開発というものが環境を保全しながら開発する。そこがこれから知恵の出しどころじゃないでしょうか。もう開発をやめなければ環境保全はできないんだ、だから開発は全部ストップということで割り切れるならば、あんまり知恵を出す必要はないですね。だけれども開発の必要性はある。開発をしながら環境を汚染しないということところがこれからの人間の知恵の出しどころで、また政治のくふうの要るところではないか。これからの人種社会といいうのはそういうことで競い合うのではないでしょうか。そういう能力も持たなければ日

本の発展というものはできませんよ。環境を破壊しないでどのようにして開発し、日本が発展していくか。日本がそういう方法を編み出してこなければ、こんなに毎年日本が発展しておるような速度でいるわけがない。国際的にも反発を受ける。國內でも反発が起る。これから日本の発展の大好きな分かれ道は、環境を破壊しないでどのように発展をはかるかとそういうところだと思います。それはできないことはない。人間は停滞を許されぬですから進歩しなければならぬ。そういう意味でこれはわれわれにとって大きないまの課題だと思いますので、開発は全部ストップという説には私はくみしない。しかし環境の破壊を伴うならばその開発はストップしなければならぬ、こういうことあります。

○岡本委員 長官、きょうは時間がありませんからあらためて論議をしますけれども、フランスの都市計画家コルビ^ズという人はこう言っていますね。太陽と緑と静けさが町づくりの三要素である。これが西欧の都市計画の基本づくりといいますか、一番の要素になつてゐる。ドイツの科学者のベルナッキー博士は、自然に成長した十メートル以上の五十年生のブナの木は一本で四家族の人々の呼吸に必要な酸素を供給している。また山口医大の中山博士は、人は一日に一万リットルの空気を呼吸することによって生きている。私たちにとって大気がいささかも有害あるいは有毒なものが含まれていて差しつかえないという根拠は全くない。アメリカの生態学者ターモン・C・コル教授は、人間の未来のおそろしい可能性として、緑の不足が酸素の不足となつて人間の死を招くかもしれないというような重大な指摘をしております。

昭和四十八年六月二十八日印刷

昭和四十八年六月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

衆議院公害対策並びに環境保全特別委員会議録 第二十七号 (その一)

〔本号 (その一) 参照〕

派遣委員報告書

派遣委員 佐野 慶治

登坂 重次郎

林 義郎

小林 信一

島本 虎三

中島 武敏

岡本 富夫

小宮 武喜

同 同 同 同 同 同

島本 勝三

中島 武敏

岡本 富夫

小宮 武喜

同 同 同 同 同 同

島本 勝三

中島 武敏

岡本 富夫

小宮 武喜

同 同 同 同 同 同

島本 勝三

中島 武敏

岡本 富夫

小宮 武喜

同 同 同 同 同 同

島本 勝三

中島 武敏

岡本 富夫

小宮 武喜

同 同 同 同 同 同

島本 勝三

中島 武敏

岡本 富夫

小宮 武喜

同 同 同 同 同 同

島本 勝三

中島 武敏

岡本 富夫

小宮 武喜

同 同 同 同 同 同

島本 勝三

中島 武敏

岡本 富夫

小宮 武喜

同 同 同 同 同 同

島本 勝三

中島 武敏

岡本 富夫

小宮 武喜

同 同 同 同 同 同

島本 勝三

中島 武敏

岡本 富夫

小宮 武喜

合連合会代表等の陳情を受けた。

B班は、大牟田市より佐賀県に向かい佐賀県当局から現況について説明を聞くとともに、県庁にて同県有明海漁業協同組合連合会代表の陳情を受ける、さらに長崎県島原市において長崎県当局より今までの経過及び現況について説明を聴取、島原市及び関係市町当局より要望及び陳情を受けた。

本委員会においては、議長の承認を得て、去る六月十六日から十八日まで三日間福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県において、水俣病問題の実情調査を行なつたので、その調査の概要を報告する。

今回の調査は、去る五月二十二日に、熊本大学医学部水俣病研究班が、熊本県知事に提出した「十年後の水俣病に関する疫学的、臨床医学的ならびに病理学的研究(第二年度)報告書」において指摘された有明海沿岸におけるいわゆる第三水俣病の問題について、その水銀汚染の実態、有明海沿岸、天草地域における住民の実情並びに水俣病地区における水俣病対策の実態を中心に調査を行なつた。

調査団は、六月十六日午前空路福岡に入り、まずニューボドモテルにて、福岡県、大牟田市当局から、有明海沿岸における水銀汚染の問題について、三井東庄化学大牟田工業所の水銀使用状況等を中心に説明を聴取した後、三井東庄化学大牟田工業所におもむき会社側から説明を聞き、福岡県有明海漁業協同組合連合会の代表の陳情を受け、その後工場内を調査した。ここで調査団は二班に分かれ、A班は、熊本県庁において、県当局、熊本大学武内教授外四名及び関係市当局より水俣病対策に関する問題と今までの概況についてそれぞれ説明を聴取するとともに、熊本県漁業協同組

県当局の説明によると、三井東庄化学(株)大牟田工業所では、昭和三十五年より食塩の水銀電解を開始し、昭和十二年から昭和四十八年三月まで購入消費された水銀量は、購入量一五三ト

ン、保有量七九トンで、消費量七四トンと推定され、消費量中おおむね三・二トンないし四・七ト

ンが排水中に含まれて大牟田川に排出され、残りの六九トンないし七一トンはスラッジとして廃棄またはコンクリート固化(ブロック)され再生調査、宇土市、三角町、有明町においてそれぞれ有明海関係各漁業協同組合、魚介類販売業者、旅館組合の陳情を受けたが、いずれも第三水俣病に関する発表以来、有明海一帯で水揚げされる魚介類に対する不安と魚価の暴落は沿岸漁業関係者に重大な打撃を与えた。今日死活問題となつてゐる窮状とこれに対する早急な対策の実施を要望するものである。

B班は、島原市漁業協同組合を視察した後、同市工業高校体育館において、長崎県魚連組合代表、水産物販売関係者の陳情を受け、さらに島原より三角港に渡りA班と合流し、有明町において調査を行なつた。

十八日は、本渡よりフェリーにて水俣市に渡り、水俣病患者山本タモさん外四名の各家庭を訪問、見舞し、さらにチッソ水俣工場の排水口附近を視察した後、水俣市役所において水俣病対策の概況説明を聴取、次いで明水園の視察を行なった。

以下、各県における調査の概要是次のとおりである。

まず、福岡県においては、環境整備局長から有明海水銀問題について三井東庄化学大牟田工業所の水銀使用状況、有明海の水生生物の水銀含有量調査等について説明を聴取した。

現在は、水銀マッド及び染料系水銀スラッジはコンクリート固化化の上、工場内に保管、含水銀排水(電解)スラッジは高松増田化学へ売却し、第一排水処理スラッジは脱水後、早鐘埋立場で処理、昭和四十八年四月からはスラッジを脱水し

て同埋立場に埋め立てし、逐次覆土してきており、昭和四十二年に総水銀最大値一〇四三ppm、平均〇・一五ppm、昭和四十三年に塩化メチル水銀最大値〇・一五三ppm、平均〇・一〇ppmを検出、アナゴが特に高かつたが、昭和四十五年、四十六年と低下しており、いずれも総水銀及び塩化メチル水銀の含有量は微量で〇・〇〇アルファ値であつて、非汚染地域のものと比較して差は認められず、これより見て福岡県地先海域の魚介類は安全であるとの宣言を行なつたものである。

さらに、大牟田地区住民の毛髪中の水銀濃度について、昭和四十二年当時スマン病患者が水銀

—

中毒と関係があるという説が発表されたこともあり、久留米大学山口誠哉教授が、大牟田市における住民四十九名について毛髪の調査を行なつた結果、四十八名の平均値は三・七 ppmで、通常値二〇 ppm以下であり、また三〇〇・三一 ppmを示した者一名については精密調査の結果、銀含有クリームを使用していた影響であることが判明し、いすれもいわゆる水俣病との関係は見られていない。

また、銀の対策としては、県の農業村営易金会

(3) 底質基準の早期設定
(4) 水俣病発表による魚介類の値下りに対応する
救措措置

本原は明地先の魚介類については、過去の
調査結果に基づき安全である旨を宣言（ここに
ヘドロしゆんせつ範囲等を確定するため、底
質基準の早期設定はかられない。

用処理場を建設、同年十月活性炭吸着塔新設等逐次改善、昭和五十年三月には総合終末処理場を完成する予定で、これより工場分は排水しないようになるとのことである。

このあと、委員から会社と県発表の水銀使用量、排出量について不明な点、排水及びスマッシュについての処理などの質疑がなされ、これに対し、昭和五十年を目標に水銀電解法から隔膜電解法への転換をすることなどを明らかにした。

川崎虎一（元監査官）：大至りに差し向ふ見多々

を占め、アカ貝の缶詰につくられている。有明海沿岸における汚染が問題にされてから消費者の水産物に対する不安が助長され、生産販売に支障を来たしていったが、宇土市において患者が発見されるに伴い徹底的な打撃をこうむり、魚介類の価格は暴落、箱代も出ないほど買いたたかれ、また取引中止など漁民は大部分休業状態に追い込まれている。汚染源は県内ではないので、福岡県の汚染源に対しても、福岡県を通じて補償を要求するよう

(5) 財産被害に対する救済基金制度の確立
公害による建物被害の賠償賃貸基金をもつて、早急な救済措置を講ぜられたい。

に水銀対策部を設置してあり、有明海全域について五県共同で環境調査、魚介類の調査、沿岸住民の健康調査を早急に実施し、発生源対策としては、製造工程を隔膜法による方式に転換、完全循環に改善するよう工場に対し文書で指導を行なうほか、汚染河川、海域のしゆんせつを実施することとしているとの説明があつた。

しかし、三井東庄化学・大牟田工業所の水銀使用

(5) 早急な救済措置を講ぜられたい。
財産被害に対する救済基金制度の確立
公害に係る健康被害の損害賠償の基金制度
についても、現在立法化が進められているところであるが、財産被害に係る損害についてもこれを拡充し、被害の早期救済をはかられたい。

三井東庄化学（株）大牟田工場所における水銀汚染対策の実施状況について、社内報「工業」第2号の内容を抄訳した。

状況 特に溶質量中の抽出量については、会社側からそれぞれ計算した推計であるため、その数値に疑義があり、さらに正確な把握が必要である。また、水銀スラッジの処分についても、早鐘埋立

明を聴取した。その説明によると、同工業所は食塩を電解して可性ソーダを製造、電解槽の電極に水銀を使用す

隻二〇〇六一トン、漁獲高は昭和四十六年度七
十一億七千五百万円が水揚げされており、第三水
俣病に関する発表以来の影響は沿岸漁業関係者に

次いで、県当局より第三水俣病の発生以来、有明海沿岸の住民は、健康に対する危惧と魚介類の価格の暴落等により深刻な生活不安におびやかされており、早急に次の措置を講じられたいとの要望があった。

染料中間物製造工程においてアンスラキノンを元発煙硫酸でスルホン化するとき触媒として水銀を使用しているが、昭和三十五年から四十七年までの水銀使用量は電解用一二五・九トン、染料用一五〇・四トントン、計器用二トントン、合計一五〇・四トントン。

(1) 健康調査に対する国の支援体制の確立
沿岸の全漁業者及びその家族を中心に健康調査を早急に実施すべく準備を急いでいるので、その前提となる国の統一的な手法の早期確立並びにこれに対する十分な財政援助を講ぜられたい。

(2) 魚介藻類の食品としての安全基準の早期設定

電解染料関係の排水施設の改善状況として昭和三十八年中央処理場建設以後昭和四十二年三月専

内訳はのり百二億円、魚介類八億円となつていいる、魚介類のうち貝類四億円、モガイがその八割

長崎県においては、県当局よりの概要説明によると、有明海沿岸における第三水俣病に関する報

に關して両海域の濃密な環境調査と汚染原因の究明を早急に実施する必要がある。これが実施について積極的な指導と援助を講ぜられない。

二、有明海、八代海沿岸住民の健康調査

地域住民の健康を守り、不安を解消するため、有明海、八代海沿岸住民に対する健康調査の早急な実施と国による医師団の派遣等、検診医師の確保について格段の援助を行なわれたい。

三、水俣病の治療方法等の解明

予防・治療方法の確立、無機水銀の有機化のメカニズム、あるいは水銀の長期微量摂取による人体への影響等、今後の研究にまつものが多く、国においてこれらの問題解明のための研究を行なわれたい。

四、魚介類の安全基準の設定

水銀を含有する魚介類の摂取について、安全基準を早急に国において設定されたい。

五、水俣湾内堆積汚泥の処理

水俣湾内には、水銀その他の有害物質を含む多量の汚泥が堆積しているが、早急かつ安全な方法でこの堆積汚泥を処理する必要があり、これが実施について、さらに積極的な指導援助を願いたい。

なお、あわせて底質基準を国において早急に設定されたい。

六、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の改正

本法による水俣病の認定は、すべて国で行なうよう法改正を行なわれたい。

七、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法に基づく医療手当、介護手当の増額

現在の患者の実態を見ると、現行の医療手当あるいは介護手当の額では十分な療養は望めず、この際大幅な増額を行なわれたい。

八、有明町における水俣病類似患者の医療救

について、早急に公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法上の医療救済が行なわれるように地域の指定を検討されたい。

九、水俣病総合センター(仮称)の設置

水俣病の特殊性にかんがみ、国の機関として、研究、医療、福祉、情報管理等の諸部門を有する水俣病総合センター(仮称)を可及的すみやかに設置するよう措置されたい。

十、水銀等による汚染水域における漁獲禁止と補償等に関する立法措置

水銀、PCBにより汚染され、人の健康がおびやかされている危険水域については、単に水俣湾のみの問題としてではなく、この際、特別立法などの措置を含め早急な検討を行ない、救済措置を講ぜられたい。

十一、有明海、八代海沿岸漁民及び飼育業者、鮮魚商の経済的損失に対する救済

熊本大学の今回の報告により、有明海、八代海沿岸漁民及び飼育業者、鮮魚商が受けた、あるいは受けるであろう経済的損失は、きわめて大きいものと考えられる。これらに對しては、長期、低利の資金援助を行なう必要がある。

十二、有明海、八代海における沿岸漁業の振興

沿岸漁民の生活の安定をはかるため、八代海地域における第二次沿岸漁業構造改善事業の早期着手と特別ワクの拡大並びに八代海、

十三、いわゆる八幡ブームにおける廃棄物の処理

チッソ所有の八幡ブーム群には、同工場廃液を含むカーバイド残渣を主とした工場廃棄物が多量に堆積している。これは公共水域に隣接していることから、環境汚染を来たすこと

とも憂慮されている。この問題の解決についても、國においても積極的な指導援助を講ぜられたい。

さらに、熊本県漁業協同組合連合会会長から不知火海及び有明海の徹底的な汚染調査、浄化の実施、水俣湾の締め切り埋め立ての即時実施、安全基準の設定、水俣病対策として漁業協同組合が実施する事業への融資、利子補給、補助金の拡大、第二次構造改善事業の繰上げ実施、生活権の保障、魚介類の価格暴落に対する補償及び休業補償、対チッソ漁業関係損失補償妥結までのつなぎ要がんせん等についての陳情を受けた。

次に、宇土市の日本合成化学(株)熊本工場において、会社側からアセトアルデヒド製造及びその水銀回収状況について説明を聴取した。その説明によると、同工場は昭和十九年から同四十年までアセチレン法によりアセトアルデヒドを生産していたが、昭和四十年までの製造量は九

七キログラムで、そのうち水銀回収量は一〇七、四八

六、二二〇トン、水銀使用量は一四、〇一九キ

ログラムその行くえに中和ピット中の水銀

銀量一、〇二一キログラム、スラッジプール中の水

銀量二、二四四キログラム、カーバイド泥中に二

三八キログラム、排水中に流出した水銀量三二

三・六キログラムその他未回収工程の損失、反応器附着などの水銀量は二、六九五・四キログラムであることが明らかにされた。

三・六キログラムその他の未回収工程の損失、反応器附着などの水銀量は二、六九五・四キログラムであることが明らかにされた。

三・六キログラムその他の未回収工程の損失、反応器附着などの水銀量は二、六九五・四キログラムであることが明らかにされた。

三・六キログラムその他の未回収工程の損失、反応器附着などの水銀量は二、六九五・四キログラムであることが明らかにされた。

三・六キログラムその他の未回収工程の損失、反応器附着などの水銀量は二、六九五・四キログラムであることが明らかにされた。

三・六キログラムその他の未回収工程の損失、反応器附着などの水銀量は二、六九五・四キログラムであることが明らかにされた。

三・六キログラムその他の未回収工程の損失、反応器附着などの水銀量は二、六九五・四キログラムであることが明らかにされた。

三・六キログラムその他の未回収工程の損失、反応器附着などの水銀量は二、六九五・四キログラムであることが明らかにされた。

三・六キログラムその他の未回収工程の損失、反応器附着などの水銀量は二、六九五・四キログラムであることが明らかにされた。

業協同組合等から有明海魚介類の安全対策、住民の検診と患者の救済、水銀汚染の早期究明と漁業者等の救済等について要望と陳情がなされた。

宇土市より三角町に向う途中において鮮魚販売店に立ち寄り、鮮魚の売れ行き、魚価などについて実情を聞き視察したが、今までけつこう売れていながら、最近は客がほとんど来ないので、仕入れもせず放つてある。魚価の暴落は、漁民が直接売りに来るが、値段はいくらでもよいといわれどうしようもない状態であるとのことであり、その生活は深刻である。

さらに、三角町の三角中学体育館、有明町公民館、赤崎港及び西中学校体育館において、有明海沿岸各漁業協同組合、魚介類販賣業者、旅館業者等多数の集まりのなかで、代表者からそれぞれ陳情を受けたが、日々の生活に困窮している漁業関係者の切な訴えに、一日も早く民生安定と被害者救済のため、生活資金の導入とつなぎ資金の融資の実施をとることも、科学的資料に基づく魚介類の安全基準の設定、汚染源の究明、有明海の環境調査、地域住民の健康調査等対策の実施が痛感された。

また、漁業関係者等の漁業被害に対する補償等についても、財産被害に対する損害賠償制度の確立が必要とされるところである。

水俣市においては、出月の山本タモさん外四名の水俣病患者の家庭を訪問し、患者家族を見舞つたが、発病以来十数年寝たままの人、言語障害、運動障害、視野狭窄など不自由な身で日々の生活に苦しめられている人、また、胎児性水俣病患者をかかえられた家族等に接し、その苦しみは患者家族でなければ理解し得ないと慰めの言葉さえ語るものを感じるとともに、患者家族のための福祉事業の充実と治療方法の解明等救済対策をはじめ水俣病問題に対する万全な対策の実施が痛感された。

そのあと、チッソ水俣工場の排水口を視察した

が、工場内までの溝には生活排水が約五分の一混入しており、公共用水域であるのに管理者が明確

でないことである。

さらに、水俣市役所において、市当局から国に對する水俣病対策に関する要望として、

一、医療体制の確立

- (1) 臨床症状の病理学的究明と治療方法の解明

- (2) 水銀汚染の広がりの実態調査とあわせて無機水銀の有機化及び長期微量摂取による人体への影響の解明

- (3) 国立水俣病研究治療センターの設置

- (4) 公害被害者救済制度の改善

- (5) 複合施設「明水園」の国への移管、特に胎児性患者の恒久的施設としての充実

二、水俣病患者認定審査作業の迅速化

三、水俣市山間部住民の健康調査と水俣沿岸住民の補完調査

四、環境保全

- (1) 水俣周辺水域の汚染調査の徹底

- (2) 水俣港湾の水銀ヘドロの早期処理計画の促進と水俣港の機能拡充

- (3) 八幡残滓プールの処理計画の促進

- (4) 魚介類の安全基準の設定

五、患者福祉の拡充

- (1) 水俣病患者並びに家族のための福祉工場の充実

- (2) 胎児性患者のための教育施設の整備拡充

六、漁業、観光、鮮魚商業などの対策

- (1) 水俣港湾水域の漁獲禁止とその補償

- (2) 漁業、観光、鮮魚商業者の経済的損失の救済

- (3) 渔業の振興

七、「水俣病」病名変更

以上の説明と早急な措置の要望があつた。

続いて、同市漁業協同組合、鮮魚小売商組合及び湯の児温泉観光協会から陳情を受けたほか、一部の委員は芦北漁業協同組合等の漁民大会において陳情を受けた。

この間、さらにもまた一部の委員が隣接する鹿児島県出水市におもむき、同地を視察し、地元漁業

組合等関係者から各地と同様な陳情を受けた。

次いで、派遣団は重症心身障害児収容施設及び重度身体障害者授産施設としての複合施設明水園を視察した。

明水園は、総工費二億七千万円で昭和四十七年十月に竣工、水俣市社会福祉事業団が運営する水俣病患者の救済を主眼とする施設で同年十二月十五日に開園、それまで入院治療してきた市立湯の児病院から胎児性水俣病の子供を中心とした一〇名と自宅療養中の患者三名が入園し、以来今日まで入園者がふえつゝあり、現在子供一〇名（男児五名、女児五名）、大人一六名（男四名、女一二名）、計二六名の患者が入園している。

一〇名の子供のうち五名は湯の児病院に併設されている市立第一小学校特殊学級に、一名は第一中学校に計六名が通学、学校への登下校はマイクロバスで送り迎えをしている。他の子供には生活指導員がついて簡単な言語指導や日常生活のしつけなど遊具を使って指導しており、また授産施設は当初毛糸編機、ミシン、テフト印刷機、ノリミス編機を用意したが、眼や手足が不自由な患者には適用の小動物の飼育をも考えているとのことであります。今後さらに施設の充実整備をばかり、水俣病患者の医療救済や社会復帰を実現するための総合施設とすることが必要である。

以上、今回の派遣において、水俣病研究班の報告により浮彫りにされた水俣病の底知れぬ深さと拡がりが第三の水俣病問題として有明海、八代海沿岸各地の住民に深刻な不安と打撃を与えている実情をつぶさに視察した。この現状を十分に把握し、その対策として魚介類についての安全基準の設定、沿岸住民の健康調査、漁民、漁業関係者等に対するつなぎ融資など生活の安定にかかる救済策、汚染地域の環境調査、水銀排出の規制、汚染源の究明、水俣湾の埋め立て等早急に実施を必要とする問題については、すみやかに委員会において十分検討し抜本的な対策の樹立に万全を期するとともに、全国に拡がる水銀、P C B 等の汚染問

題の解決に対しても今日の成果を十分生かし対処していく所存である。
以上報告する。

昭和四十八年七月十四日印刷

昭和四十八年七月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A